

令和6年度 鹿児島市高齢者虐待防止研修

1. 令和5年度高齢者虐待の件数について
2. 高齢者虐待防止の推進について
3. 養介護施設従事者虐待の事例について

鹿児島市認知症支援室
大脇 雄太

高齢者虐待防止法 H18. 4. 1～

(高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者(高齢者を※現に養護している家族、親族、同居人等)
- ・養介護施設従事者等(介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等)

が行う次の行為を規定しています。

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。

① 身体的虐待



- 殴る ● 蹴る ● つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- 意思に反して身体を拘束する
- 外出を制限し、外部と接触させない など

高齢者虐待の5つの類型

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、**複数の虐待が同時に**行われている場合があります。

② 心理的虐待



- 怒鳴りつける ● ののしる
- 悪口を言う ● 無視する
- 侮辱を込めて子供のように扱う など

③ 経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預貯金を勝手に使う
- 本人の自宅等を無断売却するなど

④ 介護・世話の放棄・放任



- 劣悪な住環境で生活させる
- 食事を与えない
- 入浴をさせない
- オムツを交換しない
- 受診させない など

⑤ 性的虐待



- わいせつな行為をする
- 性的行為を強要する
- 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

出典：鹿児島県
高齢者虐待防止リーフレット

1. 令和5年度 高齢者虐待の件数

令和5年度高齢者虐待件数について

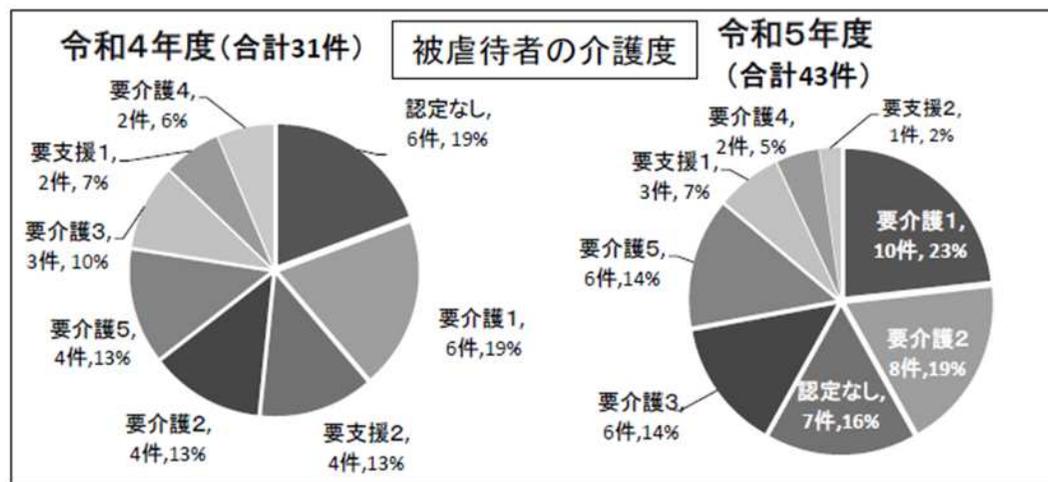
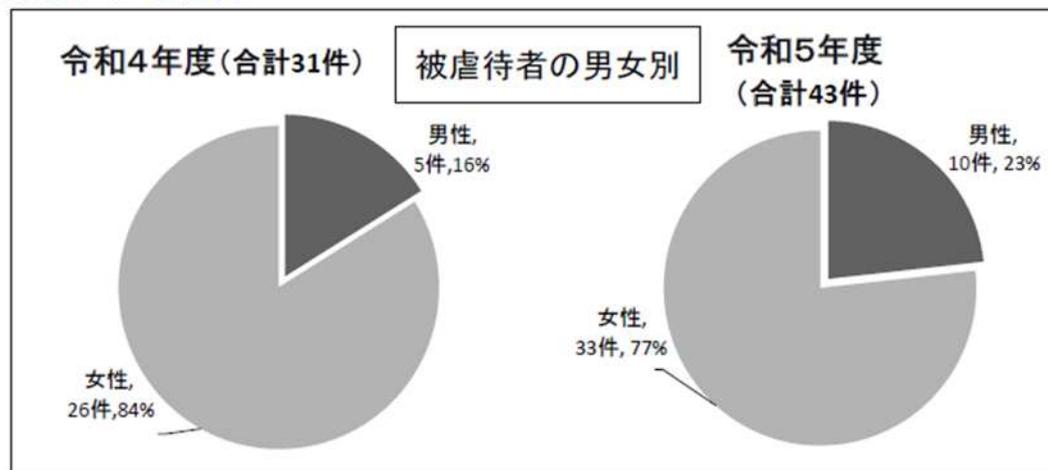
		2年度	3年度	4年度	5年度
1 養護者による虐待	相談件数	139	208	188	227
	うち虐待認定件数	32	49	31	43
虐待件数の内訳	(1) 虐待の類型別(重複あり)				
	①身体的虐待	22	31	17	21
	②放棄・放任	6	7	9	5
	③心理的虐待	10	13	12	21
	④性的虐待	0	0	0	0
	⑤経済的虐待	4	11	3	10
	(2) 被虐待者との関係別(重複あり)				
	①夫	8	15	8	12
	②妻	3	2	0	3
	③息子	10	16	19	19
	④娘	7	12	4	9
	⑤息子の配偶者(嫁)	1	0	0	1
	⑥娘の配偶者(婿)	0	0	0	0
	⑦兄弟・姉妹	1	3	0	1
⑧孫	0	1	0	1	
⑨その他(甥、姪、知人など)	2	0	0	0	

令和5年度高齢者虐待件数について

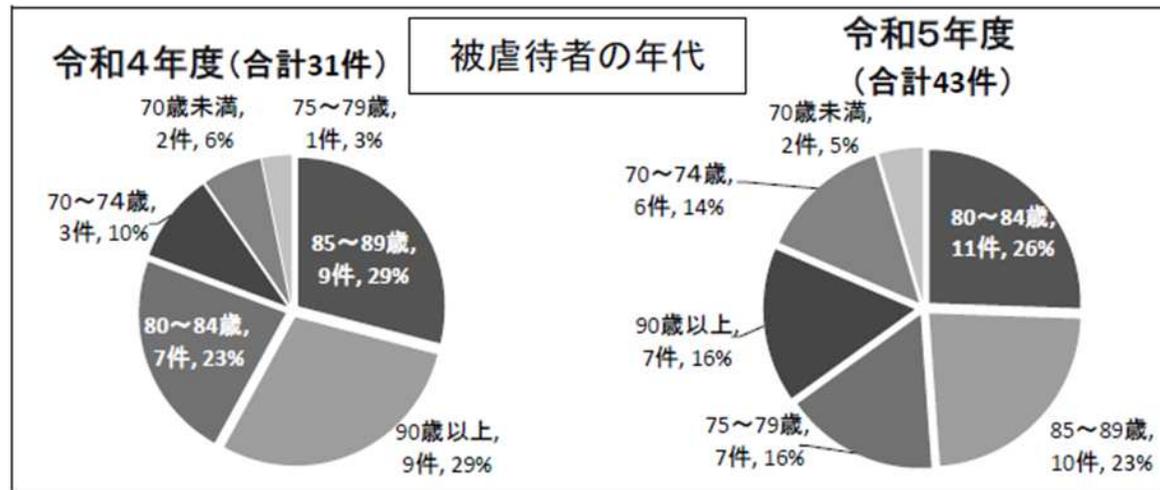
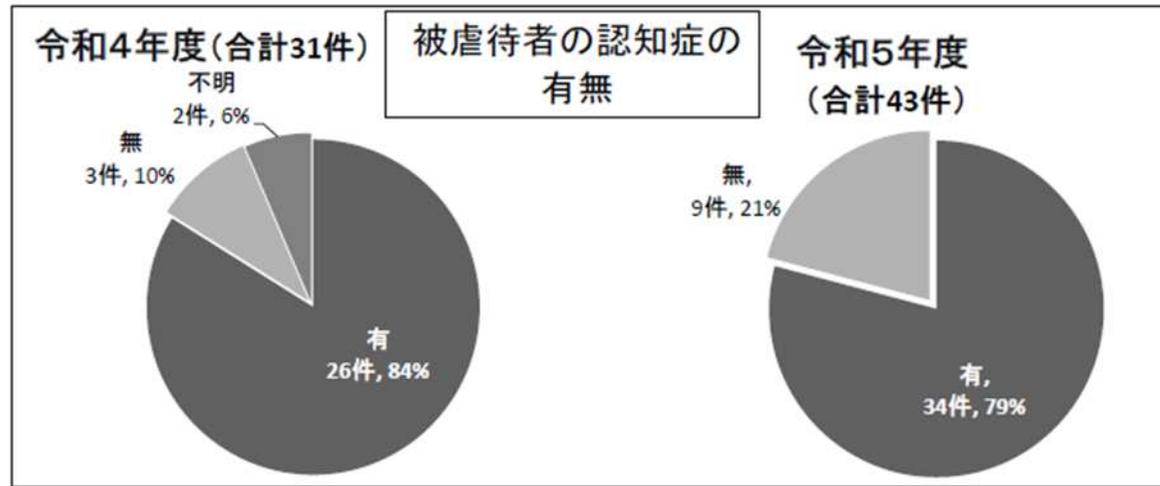
		2年度	3年度	4年度	5年度
2 施設従事者による虐待	相談件数	8	9	6	20
	うち虐待認定件数	0	2	2	5
虐待件数の内訳	(1) 施設のサービス種別(重複あり)				
	①認知症対応型共同生活介護施設		1	1	1
	②有料老人ホーム				3
	③介護老人福祉施設		1		1
	④通所介護			1	1
	⑤(看護)小規模多機能型居宅介護				1
	⑥居宅介護支援事業所				1
	(2) 虐待の類型別(重複あり)				
	①身体的虐待		1		
	②放棄・放任				3
	③心理的虐待		2	2	2
④性的虐待					
⑤経済的虐待				4	
合計 (養護者、施設従事者)	相談件数	147	217	194	247
	うち虐待認定件数	32	51	33	48
参考	県 相談通報件数(養護者、施設合計)	424	495	496	628
	県 虐待件数(養護者、施設合計)	144	122	131	145
	全国 相談通報件数(養護者、施設合計)	37,871	38,768	41,086	43,827
	全国 虐待件数(養護者、施設合計)	17,876	17,165	17,525	18,223

令和5年度虐待件数について(養護者虐待)

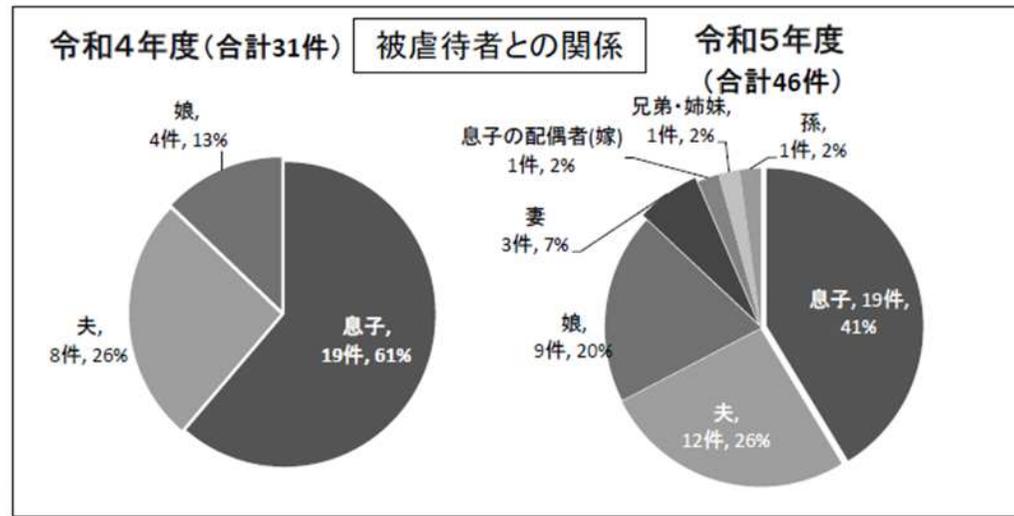
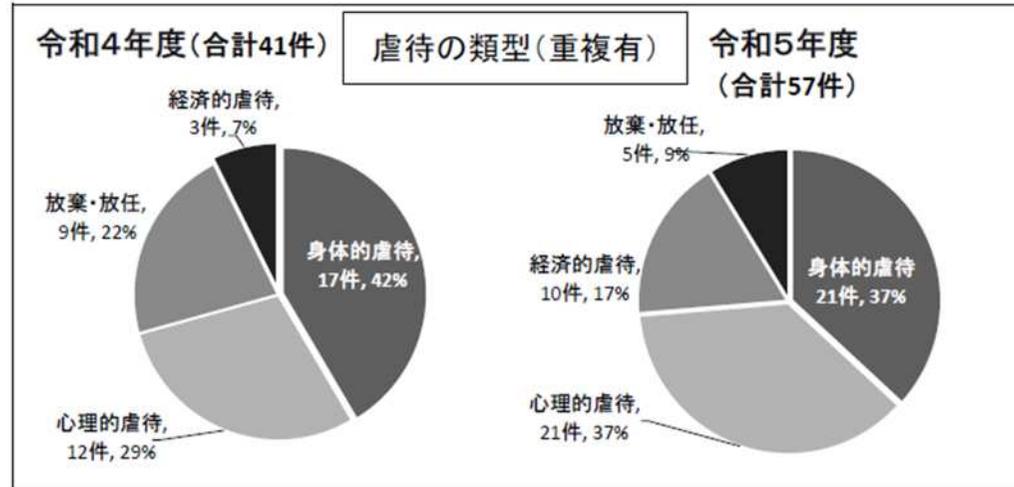
養護者による虐待



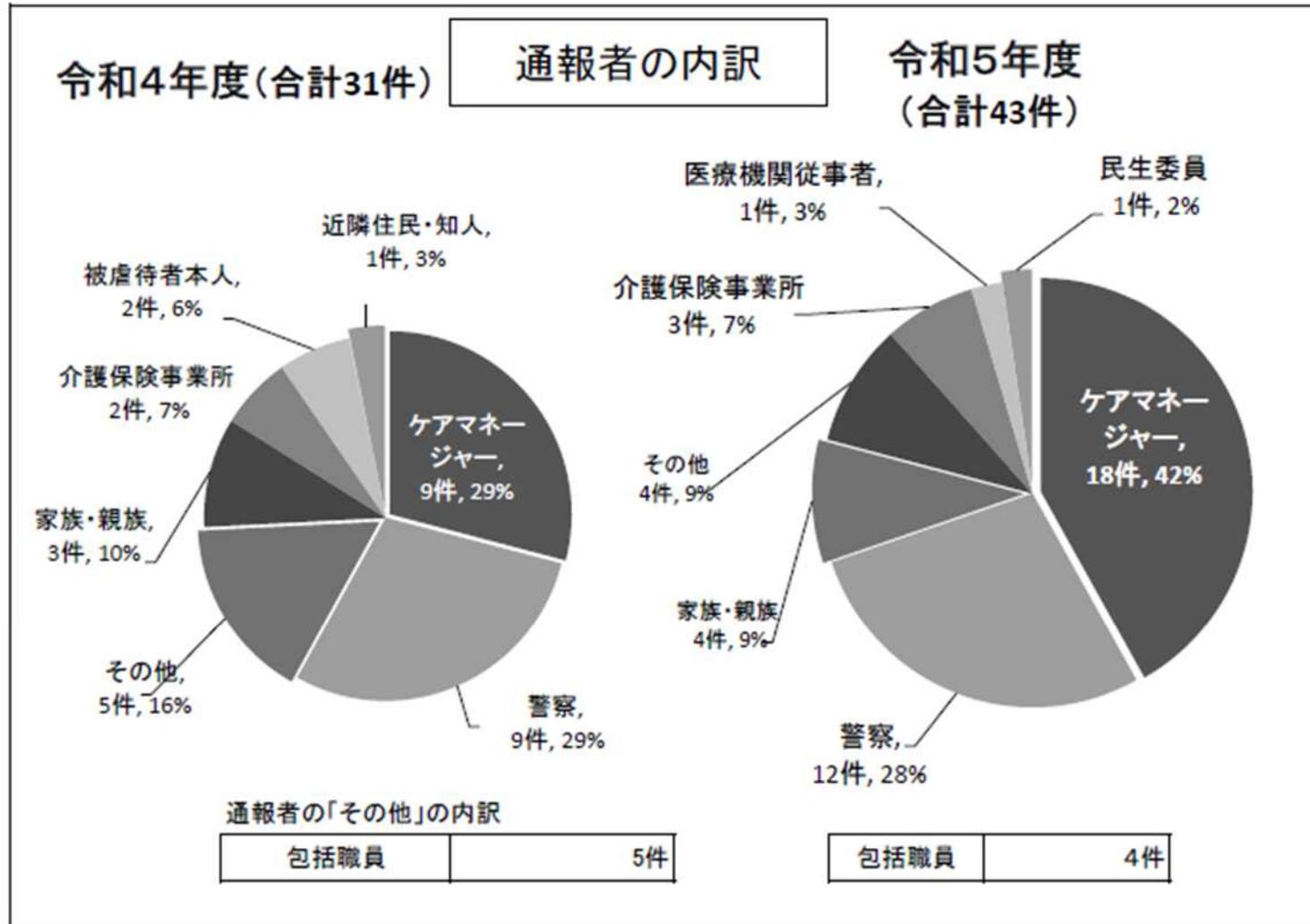
令和5年度虐待件数について(養護者虐待)



令和5年度虐待件数について(養護者虐待)



令和5年度虐待件数について(養護者虐待)



2. 高齢者虐待防止の推進 (令和6年4月から義務化)

2. 高齢者虐待防止の推進（令和6年4月から義務化）

- ① 虐待防止検討委員会の定期的な開催
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための
担当者の配置

出典：鹿児島県
令和6年度介護保険施設等
集団指導資料

① 虐待防止検討委員会の定期的な開催

- ・ **管理者**を含む幅広い職種で構成する。
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい。
- ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ・ **定期的**に開催する。
- ・ 虐待事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応する。
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置し、運営することも差し支えない。
- ・ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- ・ **右のような事項**について検討し、**その結果**(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等) **について、従業員に周知徹底**する。

【虐待防止検討委員会での検討事項】

1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
2. 虐待防止のための**指針の整備**に関すること
3. 虐待防止のための**職員研修**の内容に関すること
4. 虐待等について、従業員が**相談・報告できる体制整備**に関すること
5. 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、**市町村への通報**が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる**再発の確実な防止策**に関すること
7. 再発の防止策を講じた際に、その効果についての**評価**に関すること

出典：鹿児島県
令和6年度介護保険施設等集団指導資料

② 虐待防止のための指針の整備

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者などに対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待防止の推進のために必要な事項

出典：鹿児島県
令和6年度介護保険施設等集団指導資料

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

- 委員会の開催、指針の整備、研修の実施を適切に実施するため、専任の担当者を置く。
- 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従事者が務めることが望ましい。

⇒ ①～④の「虐待の防止のための措置に関する事項」はすべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。
そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています。

(「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」令和3年4月1日老発0401第14号)

出典:鹿児島県
令和6年度介護保険施設等集団指導資料

まとめ

虐待防止検討委員会を定期的に開催し、事業所としての指針の整備、研修の実施、従業員が相談・報告できる体制を整備して、従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法を定めてください。

委員会、研修を実施した際は必ず記録を残すようにしてください。(日時、場所、出席者、議事内容等)

それらを従業員へ周知徹底してください。

3. 養介護施設従事者虐待の事例

鹿児島市で令和5・6年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【身体的虐待】

- ・利用者の胸ぐらを掴んだ。
- ・利用者の両手首を掴み、無理やり字を書かせようとした。
- ・引き出しを使用してベッドから降りづらくしていた。
- ・利用者へ冗談のつもりで頭をはたいた。
- ・利用者に同意なく、自室の外に出られないよう外側から鍵をかけた。
- ・利用者に同意なく、オムツいじりが出来ないように手をベッド柵に結んだり、紐やコルセットでオムツに手が入らないように細工を行った。

【介護放棄】

- ・長期間入浴をさせていない状況が確認された。
- ・寝たきりの利用者への口腔ケア未実施。

鹿児島市で令和5・6年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【心理的虐待】

- ・利用者に対し、強い口調で暴言を吐いた。
- ・利用者に対し、「早くしろ」「大人しくしとけ」と発言した。
- ・利用者に対し、「〇〇ちゃん」とあだ名で呼ぶ。
- ・利用者に対し、赤ちゃん言葉で話す。
- ・利用者に対し、トイレに「さっき行ったでしょ」「静かに寝なさい」などと制止する言葉かけをした。
- ・利用者が、車いすに乗った状況下で、車いすから手を離した。
- ・職員がわざと坂道で利用者の乗る車いすから手を離した。

鹿児島市で令和5・6年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【性的虐待】

- ・トイレの扉を突っ張り棒で固定し、開閉できないようにしていた。
- ・職員が利用者の股間を冗談で触った。
- ・職員が異性の利用者へスキンシップのつもりで背後から抱きついた。

【経済的虐待】

- ・利用者の通帳を無断で所持し、利用者本人の合意なく通帳から金銭引き出しを複数回行い、不当に財産上の利益を得た。
- ・利用者宅に、無断で複数回侵入して金銭を窃盗した。
- ・グループホームにおいて、食材費として徴収したが実際使用しなかった費用について清算行為を行っていない。

グループホームにおける食材費の取り扱いについて

長あ第337号
令和6年11月15日

(介護予防)認知対応型共同生活介護
事業者様

鹿児島市長寿あんしん課長

グループホームにおける食材費の取扱いについて(通知)

日頃から本市高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、認知症対応型共同生活介護事業(以下、グループホームという。)を運営する本市内の事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案が確認されました。
グループホームについては、鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第45号。)において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしているところです。
事業者が利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、本市条例の指定基準に違反するものです。各事業者におかれては、食材料費について下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるようあらためてお願いいたします。

記

1. グループホームにおいて食事に関して徴収できる費用は「食材料費」であり、他の介護サービスにおける「食事の提供に要する費用」とは異なり、調理に係る費用(人件費等)を含めることはできないこと。
2. 食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者へ返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。
3. 食材料費の額やサービスの内容については、サービスの利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

なお、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収・管理については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。)第2条第5項に規定する「養介護施設従事者による高齢者虐待」のうち「経済的虐待」(同項ホ)にも該当する可能性がありますので、こうした高齢者虐待が疑われる場合には、監査等による事実確認が行われることがあります。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて適正に管理していただくようお願いいたします。

【担当】

長寿あんしん課長 寿施設係

Mail : choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

電話 : 099-216-1147

※お問い合わせの際はできるだけメールにてお願いします。

【参考】

鹿児島市長寿あんしん課通知
(令和6年11月15日 長あ第337号)

最後に

養介護施設従事者による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

併せて、実際にケアにあたる職員のみでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。

管理職が中心となってサービス向上に向けた取組が期待されます。